

○財務省告示第四十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年一月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年二月十日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第二百二十 二回）
二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び財政 運営に必要な財源の確保を図る ための公債の発行の特例に關す る法律（平成二十四年法律第百 一号）第二条第一項並びに特別 會計に關する法律（平成十九年 法律第二十三号）第四十六条第 一項及び第四十七条第一項 社債、株式等の振替に關する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率と し、価格競争入札において募入
三 振替法の適 用等	
四 発行方法	

六

イ

発

入価 入価・
札格 札格第
発競 発競Ⅱ
行争 行争非

ロ

ハ

争非者特国
入価・別債
札格第参市
発競Ⅰ加場

札非
発競
行争
入

でた条特でた条特十兆国項百面行十円金し二債要億つ定う億額
二利第別六利第別五二債の五金額した条特、額た条第のな六いでにち円面
千付一會億付一會万千に規万圓で利第別五付一行源人はづ財額
三國項計二國項計円六つ定圓、六付一會計二債のの特確万額、き政で
十債の規関万に規関七て基同千國債のに百に規定に関を、金した条千
五に規定する円つ定する十はづ法八債のに百に規定するはづるた運百國項の
億つ定する円つ定する八、き第四十二いにする法九、額行第
円いてる法、づ律、づ律、額き第、額き第、額き第、額き第、額き第、額き第、
て基法、て基法、て基法、て基法、て基法、て基法、て基法、て基法、て基法、
、づ律、、づ律、、づ律、、づ律、、づ律、、づ律、、づ律、、づ律、
額き第、額き第、額き第、額き第、額き第、額き第、額き第、額き第、額き第、
面發行十、面發行十、面發行十、面發行十、面發行十、面發行十、面發行十、
金額し七、金額し七、金額し七、金額し七、金額し七、金額し七、金額し七、
二一付一四額発四万面行第公必九に規

十 十		九 八		七		二		ハ		ロ		イ		二	
イ 一		振 額 最		低 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 格 競 争		入 札 競 争		入 札 競 争		札 競 争 入		入 札 競 争		行 争 非 者 特 国 行	
価 発 行 行 格 行 行 競 価 争 格 日		替 単 位		額 面 金		札 競 争		札 競 争		札 競 争 入		札 競 争		札 競 争 入	
額	平	す	の	振	五		五	三		二	六	円	二		で
面	成	る	記	替	万		万	千		千	億	兆	五		三
金	二	°	載	法	円		円	五		四	二	五	七		千
額	十	数	又	の				百		十	千	千	七		五
百	七	倍	は	規				八		四	三	七	十		百
円	年	の	記	定				十		億	百	十	七		六
に	一	金	録	に				二		九	三	億	七		十
つ	月	額	は	よ				億		千	万	億	三		五
き	二	に	、	る				四		七	八	三	百		億
百	十	よ	最	振				千		百	千	百	二		円
円	二	る	低	替				六		十	円	二	十		
四	日	も	額	口				百		五		十	二		
十		の	面	座				八		万		二	万		
九		と	金	簿				十		円		万			

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行

銭 額 銭
面 以
金 上
額 の
百 そ
円 れ
に ぞ
つ れ
き の
百 応
円 募
四 価
十 格
九

(一) 年
○ ・ 一
募 入 一
は 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は 払 込 金 額 に 加 え 次 の 算
式 により 算 出 し た 額 を 第 二
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 込
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 33}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとて振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
に ついては、前記(一)の式に
よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金
額 に 行 金 額 の 二 十 三 分 一
を 加 算 し た 額 を 該 債 権 者
が 非 居 住 者 又 は 外 国 人 者
に 対 し て 課 税 する 者 であ

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金限度
十七 償還金額
十八 元利支額
十九 払場所
二十 入札参加者

より算出した金額に当該非居
 住者又は外国人が適用を受
 ける所得税の税率を乗じた金
 額)を控除することができる。
 平成二十七年六月二十日を払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う(以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$
 毎年六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六ヶ月間に属す
 る利子を支払う。
 平成三十一年十二月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者
 平成二十七年一月二十二日